

～市民の信頼回復のために～

1. 事故の概要及び経過

環境局事務職員が、平成 18 年 1 月頃から平成 22 年 4 月までの間に、内容虚偽の公文書を作成して消耗品の架空発注、法令違反の公金支出を繰り返し、市に 7,300 万円余（本市調査による）の損害を与えた。

2. 事故の主な発生要因

- 不明瞭な物品発注方法等：発注段階で所属長の承認を経ずに、職員単独の判断による発注が事実上行われていた。
- 納品検査に関するルール運用の形骸化：複数の職員によってチェックするという納品検査ルールが守られていなかった。また、当該職員による納品書兼検査調書等の偽装について、上司による実質的なチェックが行われていなかった。
- 不正な事務処理に対するチェック機能の甘さ：形式的なチェックが中心である内部統制機関による検査では、当該職員の架空発注等を発見できなかった。
- 前例踏襲に陥りやすい組織風土：長期在籍者である当該職員の事務処理への依存傾向が、本来なすべきチェックの形骸化に拍車をかけた。



3. 再発防止策の概要

(1) 物品調達手続の透明化の推進

・事故の発生要因である『不明瞭な物品発注方法等』への対策として、書面による発注など物品調達に関する専決契約の発注方法の透明化を図るとともに、契約相手である事業者に対して、本市の物品調達事務に関する基本的な仕組みや受注者として遵守してもらうべきルールについて啓発し、協力を求めていく。

【具体的な再発防止策】

- ①物品発注手続の明確化
 - ・発注の際の所属長による事前承認の徹底（7月実施予定）
 - ・発注書等の書面による発注依頼の徹底（7月実施予定）
 - ・契約書として運用している標準仕様の見積書のあり方の見直し（年内実施予定）
- ②物品調達の適正な受注ルールの整備（7月実施予定）
 - (ア)事業者対応のルールづくり・・・「物品納入業者対応指針（仮称）」の策定
 - (イ)事業者への物品調達に関するルールの周知啓発
 - (ウ)内部検査等に対する事業者への協力要請・・・検査時の帳簿類の情報提供等

(2) 物品等の納品立会及び検査の確実な実施の確保

『納品検査に関するルール運用の形骸化』に対する対策として、改めて検査の徹底を図るのはもちろんのこと、市標準仕様の納品書兼検査調書による検査方法を見直し、事業者から徴収した納品書を活用し検査調書を作成する等の改善を図り、検査の確実な実施を促していく。

【具体的な再発防止策】

- ①事業者から徴収した納品書の活用等（7月実施予定）
 - ・事業者の納品書による検査調書の作成（標準仕様の納品書兼検査調書の見直し）
- ②納品立会及び検査の徹底（7月実施予定）
 - ・納入物件と納品書等の複数の職員による照合確認の徹底

(3) 内部牽制機能（検査等）の充実・強化

・『不正な事務処理に対するチェック機能の甘さ』に対する対策として、事業者の協力のもと事業者の帳簿類との照合確認や抜き打ち検査の実施など検査の実効性を確保し、抑止力を強化する。

【具体的な再発防止策】

- ①外部有識者もメンバーに加えた特別内部検査の実施（年内実施予定）
- ②抜き打ち検査等、内部統制機関によるチェック機能強化（年内実施予定）
 - ・事業者の帳簿類等との照合確認や聞き取りなどを実施
- ③自主監査、相互監査の強化（年内実施予定）
 - ・自主監査における契約事務に関するチェック実施の必須化等

(4) 再発防止策の実効性を担保するための方策

・『不正な事務処理に対するチェック機能の甘さ』や『前例踏襲に陥りやすい組織風土』に対する対策として、今回の全職員に対する周知徹底、浸透のために臨時の職場研修を実施するとともに、不正な事務処理に関する通報制度を創設し、再発防止策の実効性を確保する。

【具体的な再発防止策】

- ①職員への意識啓発の徹底
 - (ア)再発防止策を周知徹底するための職場研修（7月実施予定）
 - (イ)各種研修での意識啓発の徹底（年度中に随時実施予定）
 - (ウ)経理処理に関する相談体制の充実（7月実施予定）
- ②不正な事務執行に関する事業者からの通報制度の創設（12月までに実施予定）
 - ・事業者に対して、白紙の支払関係書類の提出など職員から不適切な事務処理の要求があった場合に、事業者からの通報窓口を設置。窓口については市外部の第三者への委託を検討
 - ・故意又は過失により不適正な事務処理に関与した事業者に対する契約制限
- ③適切なジョブ・ローテーションの徹底（毎年度実施）

(5) 今後の検討課題

・所属での物品調達に関する専決契約について、他自治体での取組みなども参考に、より公正かつ効率的な物品調達のあり方について検討していく。

【具体的な再発防止策】

- ①物品調達に関する発注状況等のモニタリングの仕組み（年度中に方向性を示す）
 - ・物品等の発注状況に関して所属においてモニタリング、情報共有できるシステム構築に向け検討
- ②物品調達のあり方（年度中に方向性を示す）
 - ・他自治体での取組みなども参考に、より公正かつ効率的な物品調達のあり方について検討していく。



今後、再発防止策を着実に実施し、その周知徹底を図るとともに、引き続き検討委員会において、今後の検討課題を議論するとともに、所属での再発防止策の実施状況、その効果を検証し、検証過程で判明した課題を整理し、更に実効性の高い再発防止策の構築に向け検討していく。